

指定通所介護・指定介護予防通所介護事業所運営規程

【事業の目的】

第1条 医療法人太田脳神経外科医院が開設する指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者が要介護状態にあたる高齢者等に対し、利用者の残存能力と適応能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

【運営の方針】

第2条 『のんびりとした空間』で、利用者が安全に楽しくゆったりと一日を過ごしながら利用者一人ひとりの残存能力と適応能力を引き出し維持が出来るように、自立を目的とした機能訓練を行います。利用者が心穏やかに日常生活を過ごせる援助といこいの場をつくっていくことに努めます。

【事業所の名所等】

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名所 医療法人 太田脳神経外科医院 デイサービスセンター いこい
- 2) 所在地 福岡県糸島市浦志二丁目2番2号

【職員の職種・員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者・・・1名
業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに従業者に必要な指導命令を行う事とする。
- 2) 生活相談員・・・1名
利用者及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 3) 看護職員等・・・1名
利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図る。
- 4) 介護職員・・・3名
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行う。
- 5) 機能訓練指導員・・・1名
利用書の有する能力に応じ、機能訓練を行い日常生活上の自立を目的とする。
介護職員等と連携して利用者に対して、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に従ったサービスの実施に努める。

【営業日及び提供時間】

第5条 事業所の営業日及び提供時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日：月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日・祝日
- 2) 休業日：木曜日・日曜日・8月14日・15日・12月31日・1月1日・2日・3日
- 3) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分
- 4) サービス提供時間：午前9時30分から午後5時00分

【指定通所介護及び指定介護予防通所介護利用定員】

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は、一日20名とする。

【指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料金その他費用の額】

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は、居宅の要介護者等が事業所に通い、その施設において心身の機能の減退を防止し日常生活の自立を助けるものとする。

- 1) 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときはその一割の額とする。
- 2) 費用及び要介護者等に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について同意を得る。

【通常の事業実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は、糸島市・福岡市西区の地域とする。

【サービス利用にあたっての留意事項】

第9条 利用者等が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 1) 利用者等は心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ってはならない。
- 2) 利用者等は事業所が提供するサービスを利用するに当たって、他のサービス利用者の迷惑となる行動を慎まなければならない。
- 3) 利用予定日の前日もしくは、当日の午前8時30分までに、利用者の都合等により通所介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申し出ること。

【緊急時等における対応方法】

- 第10条 1) 職員等は通所介護を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急の手当てを行うとともに速やかに協力機関に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2) 職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

【非常災害対策】

- 第11条 1) 従業者は地震及び火災等の非常災害に際して、要介護者等の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。
- 2) 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、避難具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。
- 3) 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 3) 消防法第8条に規定する消防管理者は、非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の計画）を策定するとともに、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練（年1回実施）等の消防業務を行うものとする。

【その他運営に関する重要事項】

- 第12条 1) 事業所は、従業者の資質の向上を図る為に、研修の機会を次のとおり設けることとし又はこれに係る業務体制を設備する。
- | | |
|--------|----------|
| ①採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| ②継続研修 | 年1回 |
- 2) 従業者は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3) 事業者は、従業者であったものに業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する為の措置を講ずるものとする。
- 4) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5) 事業所は提供時間帯に要介護者が食中毒及び伝染病の集団発生しないように防止する

事を目的としている。

【サービス内容】

第13条

| | |
|------------|--|
| 個別機能訓練 | 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、それに基づいて利用者の日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止する為の訓練を実施する。 |
| 運動器機能向上 | 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、運動器の機能向上を目的として個別的に機能訓練を実施する。 |
| 栄養マネジメント | 要介護者が低栄養状態にある者又は、その恐れがある者に当たって摂食・嚥下機能及び食事形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握を行い、管理栄養士・看護職員・介護職員・生活相談員が共同して栄養ケア計画を作成する。 |
| 口腔機能向上サービス | 要介護者の口腔機能が低下している又はその恐れがある要介護者に対して、口腔機能の向上を目的とし、個別的に口腔清掃の指導・実施又、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導を行い、看護職員・歯科衛生士・介護職員・生活相談員が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成をする。 |
| 入浴 | 要介護者が極力要介護者自身の力で入浴してもらう為に、入浴時は見守り介助を行なう。又、要介護者が一人での入浴が困難の場合には、入浴介助及び移動介助を行う。 |
| 食事 | 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 |

※食事（昼食）については、要介護者の自己負担です。

【事故発生時の対応】

第14条 事故が発生した場合は、速やかな対応を行い利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、連絡を行う等の措置を講じるべきこととする。

【損害賠償保険】

第15条 当事業所は、介護サービスにより利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、加入保険会社との協議の上、損害賠償いたします。

（当事業所は、三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

【相談・苦情対応】

第16条 事業所は、利用者又はその家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者又はその家族の相談・苦情等に対し、速やかに対応します。

附則 この規定は、平成29年 6月 1日から施行する。

指定通所介護・指定第1号通所事業所運営規程

【事業の目的】

第1条 医療法人太田脳神経外科医院が開設する指定通所介護事業所及び指定第1号通所事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供に当たる従業者が要介護状態にあたる高齢者等に対し、利用者の残存能力と適応能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

【運営の方針】

第2条 『のんびりとした空間』で、利用者が安全に楽しくゆったりと一日を過ごしながら利用者一人ひとりの残存能力と適応能力を引き出し維持が出来るように、自立を目的とした機能訓練を行います。利用者が心穏やかに日常生活を過ごせる援助といこいの場をつくっていくことに努めます。

【事業所の名所等】

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名所 医療法人 太田脳神経外科医院 デイサービスセンター いこい
- 2) 所在地 福岡県糸島市浦志二丁目21番2号
- 3) 電話番号 092(323)1493

【職員の職種・員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者・・・1名
業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに従業者に必要な指導命令を行う事とする。
- 2) 生活相談員・・・1名
利用者及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 3) 看護職員等・・・1名
利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図る。
- 4) 介護職員・・・3名
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行う。
- 5) 機能訓練指導員・・・1名
利用者の有する能力に応じ、機能訓練を行い日常生活上の自立を目的とする。
介護職員等と連携して利用者に対して、通所介護計画及び通所型サービス計画に従ったサービスの実施に努める。

【営業日及び提供時間】

第5条 事業所の営業日及び提供時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日：月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日・祝日
- 2) 休業日：木曜日・日曜日・8月14日・15日・12月31日・1月1日・2日・3日
- 3) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分
- 4) サービス提供時間：午前9時30分から午後5時00分

【指定通所介護及び指定第1号通所事業利用定員】

第6条 指定通所介護及び指定第1号通所事業の利用定員は、一日20名とする。

【指定通所介護及び指定第1号通所事業の内容及び利用料金その他費用の額】

第7条 指定通所介護及び指定第1号通所事業の内容は、居宅の要介護者等が事業所に通い、その施設において心身の機能の減退を防止し日常生活の自立を助けるものとする。

- 1) 指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときはその一割もしくは二割・三割の額とする。
- 2) 費用及び要介護者等に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について同意を得る。

【通常の事業実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は、糸島市・福岡市西区の地域とする。

【サービス利用にあたっての留意事項】

第9条 利用者等が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 1) 利用者等は心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ってはならない。
- 2) 利用者等は事業所が提供するサービスを利用するに当たって、他のサービス利用者の迷惑となる行動を慎まなければならない。
- 3) 利用予定日の前日もしくは、当日の午前8時30分までに、利用者の都合等により通所介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申し出ること。

【緊急時等における対応方法】

- 第10条 1) 職員等は通所介護を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急の手当てを行うとともに速やかに協力機関に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2) 職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

【非常災害対策】

- 第11条 1) 従業者は地震及び火災等の非常災害に際して、要介護者等の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。
- 2) 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、避難具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。
- 3) 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 3) 消防法第8条に規定する消防管理者は、非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の計画）を策定するとともに、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練（年1回実施）等の消防業務を行うものとする。

【その他運営に関する重要事項】

- 第12条 1) 事業所は、従業者の資質の向上を図る為に、研修の機会を次のとおり設けることとし又はこれに係る業務体制を設備する。
- | | |
|--------|----------|
| ①採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| ②継続研修 | 年1回 |
- 2) 従業者は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3) 事業者は、従業者であったものに業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する為の措置を講ずるものとする。
- 4) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5) 事業所は提供時間帯に要介護者が食中毒及び伝染病の集団発生しないように防止する

事を目的としている。

【サービス内容】

第13条

| | |
|---------|--|
| 機能訓練 | 機能訓練指導員・介護職員・生活相談員が共同して、利用者の日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止する為の訓練を実施する。 |
| 運動器機能向上 | 機能訓練指導員・介護職員・生活相談員が共同して、運動器の機能向上を目的として個別的に機能訓練を実施する。 |
| 入浴 | 要介護者が極力要介護者自身の力で入浴してもらう為に、入浴時は見守り介助を行なう。又、要介護者が一人での入浴が困難の場合には、入浴介助及び移動介助を行う。 |

| | |
|----|---|
| 食事 | 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。 |
|----|---|

※食事（昼食）については、要介護者の自己負担です。

【事故発生時の対応】

第14条 事故が発生した場合は、速やかな対応を行い利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、連絡を行う等の措置を講じるべきこととする。

【損害賠償保険】

第15条 当事業所は、介護サービスにより利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、加入保険会社との協議の上、損害賠償いたします。

（当事業所は、三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

【相談・苦情対応】

第16条 事業所は、利用者又はその家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者又はその家族の相談・苦情等に対し、速やかに対応します。

附則 この規定は、令和3年 12月 1日から施行する。

指定通所介護・指定第1号通所事業所運営規程

【事業の目的】

第1条 医療法人太田脳神経外科医院が開設する指定通所介護事業所及び指定第1号通所事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供に当たる従業者が要介護状態にあたる高齢者等に対し、利用者の残存能力と適応能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

【運営の方針】

第2条 『のんびりとした空間』で、利用者が安全に楽しくゆったりと一日を過ごしながら利用者一人ひとりの残存能力と適応能力を引き出し維持が出来るように、自立を目的とした機能訓練を行います。利用者が心穏やかに日常生活を過ごせる援助といこいの場をつくっていくことに努めます。

【事業所の名所等】

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名所 医療法人 太田脳神経外科医院 デイサービスセンター いこい
- 2) 所在地 福岡県糸島市浦志二丁目21番2号
- 3) 電話番号 092(323)1493

【職員の職種・員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者・・・1名
業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに従業者に必要な指導命令を行う事とする。
- 2) 生活相談員・・・1名
利用者及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 3) 看護職員等・・・1名
利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図る。
- 4) 介護職員・・・3名
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行う。
- 5) 機能訓練指導員・・・1名
利用者の有する能力に応じ、機能訓練を行い日常生活上の自立を目的とする。
介護職員等と連携して利用者に対して、通所介護計画及び通所型サービス計画に従ったサービスの実施に努める。

【営業日及び提供時間】

第5条 事業所の営業日及び提供時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日：月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日・祝日
- 2) 休業日：木曜日・日曜日・8月14日・15日・12月31日・1月1日・2日・3日
- 3) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分
- 4) サービス提供時間：午前9時30分から午後4時45分

【指定通所介護及び指定第1号通所事業利用定員】

第6条 指定通所介護及び指定第1号通所事業の利用定員は、一日20名とする。

【指定通所介護及び指定第1号通所事業の内容及び利用料金その他費用の額】

第7条 指定通所介護及び指定第1号通所事業の内容は、居宅の要介護者等が事業所に通い、その施設において心身の機能の減退を防止し日常生活の自立を助けるものとする。

- 1) 指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときはその一割もしくは二割・三割の額とする。
- 2) 費用及び要介護者等に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について同意を得る。

【通常の事業実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は、糸島市・福岡市西区西の浦周辺の地域とする。

【サービス利用にあたっての留意事項】

第9条 利用者等が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 1) 利用者等は心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ってはならない。
- 2) 利用者等は事業所が提供するサービスを利用するに当たって、他のサービス利用者の迷惑となる行動を慎まなければならない。
- 3) 利用予定日の前日もしくは、当日の午前8時30分までに、利用者の都合等により通所介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申し出ること。

【緊急時等における対応方法】

- 第10条 1) 職員等は通所介護を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急の手当てを行うとともに速やかに協力機関に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2) 職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

【非常災害対策】

- 第11条 1) 従業者は地震及び火災等の非常災害に際して、要介護者等の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。
- 2) 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、避難具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。
- 3) 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 3) 消防法第8条に規定する消防管理者は、非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の計画）を策定するとともに、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練（年1回実施）等の消防業務を行うものとする。

【その他運営に関する重要事項】

- 第12条 1) 事業所は、従業者の資質の向上を図る為に、研修の機会を次のとおり設けることとし又はこれに係る業務体制を設備する。
- | | |
|--------|----------|
| ①採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| ②継続研修 | 年1回 |
- 2) 従業者は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3) 事業者は、従業者であったものに業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する為の措置を講ずるものとする。
- 4) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5) 事業所は提供時間帯に要介護者が食中毒及び伝染病の集団発生しないように防止する

事を目的としている。

【サービス内容】

第13条

| | |
|---------|--|
| 機能訓練 | 機能訓練指導員・介護職員・生活相談員が共同して、利用者の日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止する為の訓練を実施する。 |
| 運動器機能向上 | 機能訓練指導員・介護職員・生活相談員が共同して、運動器の機能向上を目的として個別的に機能訓練を実施する。 |
| 入浴 | 要介護者が極力要介護者自身の力で入浴してもらう為に、入浴時は見守り介助を行なう。又、要介護者が一人での入浴が困難の場合には、入浴介助及び移動介助を行う。 |

| | |
|----|---|
| 食事 | 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。 |
|----|---|

※食事（昼食）については、要介護者の自己負担です。

【事故発生時の対応】

第14条 事故が発生した場合は、速やかな対応を行い利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、連絡を行う等の措置を講じるべきこととする。

【損害賠償保険】

第15条 当事業所は、介護サービスにより利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、加入保険会社との協議の上、適切に対処します。

【相談・苦情対応】

第17条 事業所は、利用者又はその家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者又はその家族の相談・苦情等に対し、速やかに対応します。

【虐待防止に関する事項】

第18条 事業者は利用者の人権の援護・虐待等の防止の為、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他の虐待防止の為に必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他に運営に関する重要事項）

第19条 通所介護事業所は介護職員等の資質の向上を図る為、虐待防止・権利援護・認知症ケア入浴介助者の研修・介護予防の事項に関して、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）虐待防止に関する研修・・・年2回
- （2）認知症ケアに関する研修・・・年1回
- （3）感染症に関する研修・・・年2回

【事業継続計画】

第20条 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して通所介護の支援の提供を受けられる様に、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

【衛生管理】

第21条

感染症の予防まん延防止に努め、感染防止に関する会議においてその対策を協議し対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

【ハラスメント対策】

第22条

利用者、従事者は、身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメントがないよう指針を整備し、研修を定期的に行う。

附則 この規定は、令和 3年 12月 1日から施行する。

附則 この規定は、令和 4年 7月 1日から施行する。

附則 この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。